

1 事業者（法人）の概要

事業者名称	株式会社 kukuru		
代表者氏名	代表取締役 岩本 大希		
所在地	山形県東田川郡三川町大字青山字外川原234-1		
電話番号	0235-77-1025	FAX番号	0235-77-9025

2 利用者に対しての居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援センターにこ		
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援事業 (第0673000840号)		
所在地	山形県東田川郡三川町大字青山字外川原234-1		
電話番号	0235-77-1020	FAX番号	0235-77-1021
サービスを提供する実施地域	三川町、鶴岡市、酒田市、庄内町		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業所の目的	事業所は、利用者に対して、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、居宅サービス計画の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業所との連絡調整その他の便宜を図りながら適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。
運営方針	当事業者の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適切な居宅サービス、保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。 当事業者は、利用者の意志を尊重し、提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に事業を行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜～金曜日	8:30～17:30

※土曜・日曜・12月31日～1月3日は休業

(4) 事業所の職員体制

管理者1名 介護支援専門員5名（常勤1名管理者） 事務員1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適応有無	利用票	利用者負担額
①居宅サービス計画の作成 ②居宅サービス事業所との連絡調整 ③サービス実施状況の把握・評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護認定申請に対する協力援助	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法について」参照ください	左①～⑥の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の適応となるものです。	次頁表のとおり	介護保険適用となる場合には利用料を支払う必要がありません。（全額介護保険より負されます。）

(2) 料金について

ICT活用又は事務職員の配置を行っている場合

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護Ⅰ・Ⅱ	要介護Ⅲ～Ⅴ
介護支援専門員Ⅰ人当たりの利用者の数が50人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10,860円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110円
介護支援専門員Ⅰ人当たりの利用者の数が50人以上の場合において、50以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,270円	居宅介護支援費Ⅱ 6,830円
介護支援専門員Ⅰ人当たりの利用者の数が5人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,160円	居宅介護支援費Ⅲ 4,100円

※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100又は0/100となります。

また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,140円を減額することとなります。

※50人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定し：

	加 算	加算額	内容・回数等
要介護度による区分なし	初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円	入院の日から4日以上7日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	(Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	
	退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	
	通院時情報連携加算	500円	1月につき
	特定事業所加算(Ⅰ)	5,190円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を 目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合 する場合(一月につき)
	特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円	
	特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円	
	特定事業所加算(Ⅳ)	1,140円	
	特定事業所医療介護連携加算	1,250円	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
	ターミナルケアマネジメント	4,000円	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合

その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。
-------	---

利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

4 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する相談窓口	南葉 有里子	TEL 0235-77-1020
--------------	--------	------------------

- ①成年後見制度の利用を支援します。
- ②苦情解決体制を整備しています。
- ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

5 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で承諾を得ています。

6 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状に急変・その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医へ連絡を行い必要な措置を講じるとともに、利用者の家族へ連絡先にも連絡します。

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、県・市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 サービス提供の苦情・相談について

居宅介護支援苦情相談窓口	池田 美保	TEL 0235-77-1020
--------------	-------	------------------

その他、市町村役所または山形県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等が可能です。

三川町役場 健康福祉課	三川町大字横山字西田85番地	TEL 0235-35-1737
鶴岡市役所 長寿介護課	鶴岡市馬場町9-25	TEL 0235-25-2111
酒田市役所 介護保険課	酒田市本町2丁目2-45	TEL 0234-22-5111
庄内町役場 介護保険課	庄内町余目字町132-1	TEL 0234-43-2211
山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス推進室 寒河江市大字寒河江字久保6番地		TEL 0237-87-8006

相談・苦情については、管理者及び担当介護支援専門員が対応します。

不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、引き継ぎます。

9 業務継続計画の策定について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③定期的に業務継続計画についての見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

感染症防止に関する相談窓口	伊藤 由佳	TEL 0235-77-1020
---------------	-------	------------------

- ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討します
- ②従業者に対する研修・訓練を実施します

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ①事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすく説明を行います。
- ③指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また、居宅サービス計画に付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、利用者又は家族へ懇切丁寧に説明し、理解を求め
- ④指定居宅介護支援の提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合、その利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を利用者が入院している病院または診療所に伝えるように求めます。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見聞情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはそのに対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者訪問し、サービス利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所をする場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力をを行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

[説明確認欄]

令和 年 月 日

サービスの締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(事業所) 住所 山形県東田川郡三川町大字青山字外川原234-1

事業者名 株式会社 kukuru

事業所名 居宅介護支援センターにこ

代表取締役 岩本 大希

説明者

私は、本書面に基づいて事業者（所）から重要事項の説明を受け指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名

住所

氏名

※ 利用者が18歳未満の場合、代理人は2人とします。

居宅介護支援契約書

_____（以下、「利用者」といいます）と 株式会社kukuruの営む居宅介護支援センターにこ（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその名前を文書で通知します。また、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。

第4条（身分証の携行）

介護支援専門員は常に身分証明書を携行し初回訪問時又は利用者、もしくはその家族から求められた時は、これを提示します。

第5条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

利用者やその家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画（ケアプラン）」に位置づける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求める事ができます。

- ・複数の事業所の紹介を求める。
 - ・当該事業所を居宅サービス計画に（ケアプラン）に位置づけた理由を求める。
- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
 - ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。
 - ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
 - ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
 - ⑤ 必要に応じて、多様な主体性が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるよう作成します。
 - ⑥ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第6条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第7条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者にも介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第8条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第9条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

第10条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第11条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画 およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者へ交付します。

第12条 （居宅介護支援 料金）
事業者が提供する居宅支援にたいする料金規定は重要事項説明書のとおりです。

- 第13条（契約の終了）
- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
 - 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
 - 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
① 利用者が介護保険施設に入所した場合、または医療機関に入院し長期の療養が見込まれた場合
② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
③ 利用者が死亡した場合

- 第14条（秘密保持）
- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
 - 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第15条（公正中立の確保）
事業者は、利用者から委託された業務を行うにあたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、又は特定の居宅サービス業者に不当に偏ること及び、特定のサービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことのないよう、公正中立に行います。

第16条（高齢者の虐待に関する措置）
事業者は、高齢者虐待の早期発見、再発防止に努め、当該従業者又は養護者による生命又は身体に重大な危機が生じている利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村及び、関係機関に通報し、当該利用者の生命や権限の保護に努めます。

第17条（感染症の予防、及びまん延の防止の為の措置）
事業所は、感染症予防まん延防止の為の対策、指針を整備して参ります。
また、感染症や災害の発生時においても、居宅介護支援の提供を継続できるため措置に努めます。

第18条（賠償責任）
事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第19条（相談・苦情対応）
事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第20条（善管注意義務）
事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

- 第21条（本契約に定めない事項）
- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
 - 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第22条（裁判管轄）
利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者 事業者が署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】
住 所

氏 名

(代理人)
住 所

氏 名

【事業者】 山形県東田川郡三川町青山字外川原234-1

株式会社kukuru

代表取締役 岩本 大希

【事業所】 山形県東田川郡三川町青山字外川原234-1

居宅介護支援センター にこ

